

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表(抜粋)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(補助目的及び補助対象経費等)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第1に、非木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第2に、住宅段階的耐震改修支援事業については別表第3に、コンクリートブロック塀耐震対策事業については別表第5に、老朽住宅等除却事業については別表第6に、空き家活用促進事業については別表第7に、住宅耐震対策市町村緊急支援事業については別表第8に定めるとおりとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(28) 「空き家対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が第2号の事業の加速化を図るために行う、空き家住宅の調査及び実態を把握する事業をいう。</p> <p>(補助目的及び補助対象経費等)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第1に、非木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第2に、住宅段階的耐震改修支援事業については別表第3に、コンクリートブロック塀耐震対策事業については別表第5に、老朽住宅等除却事業については別表第6に、空き家活用促進事業については別表第7に、住宅耐震対策市町村緊急支援事業については別表第8に、空き家対策市町村緊急支援事業については別表第9に定めるとおりとする。</p>

旧

新

別表第9（第3条関係）

補助事業名	空き家対策市町村緊急支援事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	空き家対策の加速化を図るために市町村が実施する空き家住宅の調査及び実態を把握するために要する経費。 （ただし、住宅耐震対策市町村緊急支援事業で実施する「戸別訪問」及び「地区カルテの作成」に要する経費を除く。）
	限度額
	860円/戸
補助要件	空き家活用促進事業を計画的かつ効果的に実施するために行うもの。
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。